

質 問 ・ 回 答 書

令和 8 年 7 月 28 日

宮 崎 県 警 察 本 部

警 務 部 施 設 装 備 課

業務名		都城警察署庁舎建設に係る設計業務
No.	質 疑 事 項	回 答
1	基本構想に記載の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」では、第2編 第2章 2. 2. 2構造体の耐震安全性確保の基本事項(2)にて、「大地震動時の変形を制限する」とありますが、「制限値を超える場合は、建築非構造部材及び建築設備についても、その変形により障害が生じないように留意する」を守る前提で、変形は緩和可能でしょうか。	原則、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」のとおりです。緩和の是非については、本業務開始後、具体的な内容に基づいて総合的に判断します。
2	技術提案書ヒアリング開催通知書において、出席者は「配置予定の管理技術者及び各主任担当技術者の5名以内」とありますが、JVとしての一体感を示すべく、参加資格審査申請書の様式1－3で提出した共同企業体編成表で明示した者(資格を証する資料の明示があった者)を含めての5名以内までは認めて頂けないでしょうか。	技術提案書ヒアリング開催通知書に記載のとおり、出席者については配置予定の管理技術者及び各主任担当技術者としてください。